

## 最近の租税関連の立法は、租税制度の再構築を示唆している

**2014年連邦租税法の国会提出ならびに所得税法および消費税法を改正する法律の施行は、所得税、消費税、キャピタルゲイン課税について、統一された簡素な租税制度の構築を目的としたものである。**

### 1974年所得税法および1990年消費税法の改正

2014年3月24日、1974年所得税法および1990年消費税法を改正する法律が連邦議会を通過した。これらの改正は、現在パブリックコメントを募集している連邦租税法の法案（「連邦租税法案」）を既存の租税制度に導入することに備えたものである。連邦租税法案は、様々な関連規定とともに、所得税率および消費税率を規定する。一方、1974年所得税法および1990年消費税法は、引き続き税の徴収および租税当局の運営について規定する。

過去の租税制度においては、連邦財務省が、連邦政府の承認の下に、議会の承認なく、税率を改定できるとされていた。これに対し、連邦租税法案においては、税率の改定には議会の承認が必要であるとされている。

### 保留中の税率の重要な変更

連邦租税法案は、3月上旬に発表され、パブリックコメントの募集を開始した。現行の租税制度への主要な変更点としては、消費物品への標準課税率の調整と、所得税率・消費税率・キャピタルゲイン税率を改定する方法が挙げられる。特に、消費税については、物品に対する課税一般の詳細が明記され、また免税されていない全てのサービスの分類が新たに加えられている。

現在は、消費税法において列挙されている物品のみが、商品価格の5%の課税を受けるが、連邦租税法案が施行された後には、「特別物品」または「免税物品」として列挙されている物品以外の全ての物品が、5%の課税に服することになる。「特別物品」のリストからは、ガソリン、ディーゼルオイルおよびジェット燃料が外され、これらに対する税率が10%から5%となる。免税物品のリストには、いくつかの追加があるが、なかでも、ソーラーパネルとその付属品および化学肥料が注目に値する。

また、現在は課税対象ではないサービスを提供している事業について、連邦税法案は、特に免除されているものを除くサービス全てを課税対象として分類していることが特筆される。連邦租税法案10条(f)項は、「連邦政府財務省が特に通知で免除する場合を除いて」全てのサービスが5%の課税に服する旨を規定している。この変更は、現在非課税であるサービスを提供している事業者に対して、重大な影響を与えるものである。

## ミャンマー航空を再編するミャンマー航空法法案

**ミャンマー航空法の法案は、ミャンマー航空を再編し、ミャンマーの市場経済の発展に合わせてビジネスモデルを向上させるための計画を提示するものである。**

今月上旬に公表されたミャンマー航空法の法案（「本法案」）は、国営航空会社であるミャンマー航空を再構築する政府の計画を示したものである。施行された際には、本法案は、1952年ミャンマー航空運輸委員会法を廃止し、ミャンマー航空が外国投資家とビジネスを行うことを正面から認めることになる。これによって、ミャンマー航空は、外国人投資家と、マネジメント契約、合弁契約、BOT 契約等を締結することが可能になる。さらに、本法案は、ミャンマー航空が、機械、土地、建物、航空機その他の資産を国内または外国の投資家にリースすることが可能になる。

本法案は、ミャンマー航空の経営陣についても再編を行う。すなわち、連邦政府によって承認された9人からなる経営委員会を創設し、上に挙げたような経営行為を実施する権限をもたせる。さらに、本法案は、ミャンマー航空の財務状況報告義務と手続について規定している。

近年、ミャンマーの航空業界は、新ハンナワディ国際空港の建設と、ヤンゴンとマンダレーを含む30の国内空港の改築に関する運輸省主催の入札が実施されたため、外国投資家からの注目を集めている。ミャンマー航空自体も、GE キャピタル航空サービス社と、商業航空機10機のリースに関する契約を締結した。

多くの入札の結果はまだ留保されており、空港のプロジェクトはまだ開始されていないが、業界の専門家は、ミャンマーを訪れる観光客の増加を考えると、ミャンマーの航空業界は今後大いに発展する可能性を秘めていると予想している。